

農業共済事業に係る 1 県 1 組合化について

1 趣旨

農業共済事業は、農業災害補償法の規定に基づき、農業共済組合又は市町村が実施し、それらの組織を農業共済組合連合会が県単位で取りまとめています。

後継者不足等により農家数が減少するなか農業経営基盤の強化が求められており、農業共済事業においても農家サービスの維持向上のため、組織の合理化と業務の効率化による運営コストの削減、職員の専門性の強化、県下における均質な内容の補償提供、組織の拡大による危険分散と制度の安定的な運営が求められています。

国においても平成 22 年 11 月 5 日付けで農林水産省経営局長から、知事宛に 1 県 1 組合化による二段階制への移行を基本方針として推進することとした旨の通知が出されています。

このことから、1 組合化は既に 21 都府県で実施され、さらに 15 府県以上で検討が進められています。

2 三重県下の取組

三重県内の農業共済事業は、本市をはじめ県内 7 つの農業共済団体及び三重県農業共済組合連合会で行っており、平成 23 年度に農業共済事業検討会議が設置されました。

また、国において、農産物に係る収入の著しい変動に対応するため農業共済事業の在り方について平成 29 年度までに検討が行われ、その結果に基づき必要な法的措置が講じられることとなっていることから、これに合わせ平成 29 年度に 1 組合化を行う協議が進められています。

3 合併基本事項に係る概要

(1) 設立（合併）の方法

桑員農業共済組合が区域拡大し、事務組合・市は事業廃止

(2) 設立期日

1 県 1 組合化 平成 29 年 4 月 1 日（県下 7 組合等の合併）

特定組合成立 平成 29 年 5 月 1 日（連合会の権利義務承継）

(3) 組合の名称

三重県農業共済組合（仮称） 呼称：N O S A I 三重

(4) 組合の区域

三重県の区域

(5) 事務所の所在地

・本 所 津市桜橋一丁目649番地（現連合会事務所）

・支 所 7支所（現組合等の7箇所に設置）

（桑名市、四日市市、津市、多気町、伊勢市、伊賀市、熊野市）

・診療所 津市桜橋一丁目649番地（現N O S A I 三重家畜診療所）

(6) 組合員

ア 資格

農業災害補償法第15条の規定に基づく組合員の資格を有する者

次に掲げるもので農業共済組合の区域内に住所を有する者

・水稲、麦の耕作業務を営む者

・牛、馬、豚につき養畜の業務を営む者

・収穫共済の果樹につき、栽培の業務を行う者

・畑作物共済の共済目的の種類とされている農作物につき、栽培の業務を行う者

・特定園芸施設を所有し、又は管理する者で農業を営む者

・建物若しくは、農機具を所有する者で農業を営む者

イ 総代の数

40人以内

ウ 役員の定数及び選出方法

理事 14人以内

監事 3人

理事は各支所単位に1名以上

監事は全域で3名

(7) 事業

ア 農業共済事業の種類と共済目的

・農作物共済（水稲、麦）

・家畜共済（牛、馬、豚）

・果樹共済（うんしゅうみかん、なつみかん、指定かんきつ）

・畑作物共済（大豆）

・園芸施設共済（特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物）

・任意共済（建物、農機具）

イ 単位当たり共済金額の選択

共済規程において、組合が定める金額は1番目に高額なものとし、併せて農作物共済及び畑作物共済に個人選択制

ウ 共済掛金率

国の告示料率による。

エ 事務費賦課単価

農作物共済は加重平均、他事業は現行の賦課単価の中庸を基本とする。

ただし、急激な負担増が発生する支所は段階的に単価を上げるなど緩和措置をとった上で、統一化を図る。

4 今後の予定

平成28年2月 三重県農業共済組合設立準備委員会設置

平成28年7月 合併予備契約書調印

平成28年9月 津市農業共済条例を廃止する条例案の提出

平成29年2月 県へ津市農業共済事業廃止の認可申請

平成29年3月 津市農業共済事業廃止（3月31日）

平成29年4月 1県1組合化（4月1日）

平成29年5月 特定組合成立（5月1日）

農家に対しては、農業共済事業の1県1組合化に向けた検討を行っている旨の周知を平成28年早々に行うと共に、その後も随時広報を行う予定です。